

3 具体的施策の展開

基本施策1 地域で子育てを支援する環境づくり

子育て家庭の環境は、子どもの人数や年齢、夫婦の就業形態、ひとり親などといった家族形態、育児と介護を同時期に行うダブルケアや親子の健康状態などにより左右され、それぞれの家庭における子育て支援のニーズは様々です。また、本市では出生数の減少や高齢化の進展、三世代同居の減少、地域との関係の希薄化など地域の状況が変化してきています。そうした中で、育児を孤立させず、子どもとその保護者が安心して地域で生活できることが大切です。

安心して妊娠期を過ごし、出産を迎える、そして子育てしていくことを支援することは、子育て家庭の負担感を軽減するだけでなく、子どもの健やかな成長を促すと考えられ、妊娠期、出産、子育ての全ての期間において、子育て中の保護者の気持ちをしっかりと受け止めてあげられる相談相手がいることや、気軽に相談できる窓口があり、適切な助言や支援ができることが重要です。

本市では、3歳未満の保育所等への入所率が高くなっているものの、育児休業制度を利用する保護者が増えていることもあります。0歳児に在宅で子育てをしている世帯は少なくありません。そのため、子育て支援拠点を利用する子どもの年齢も低年齢となっており、相談対応のほかに、保護者同士の「つながり」の中で、互いの体験談を話したり、一緒に子どもと遊んだりすることで、自分の中の子育てに少し寛容になれたり、子育てすることの自信を積み重ねたりすることにより、改めて我が子に肯定的に向き合える心の余裕を生み出すような環境づくりも必要です。

地域で子育てを支援するためには、相談窓口の周知のほかに、これまでの子育て世代包括支援センターより幅広く、子育てをする全世代を通じた相談と支援の体制を構築していく必要があります。また、地域子育て支援拠点では、関係機関や地域コミュニティと連携して、保護者ニーズにあった支援や事業を行うことが必要です。

子育てに対する不安や負担として「子育てで出費がかさむ」という経済的負担を理由に挙げた方が最も多くなっています。家庭の中で理想とする子どもを産み育てるためには、子どもの数に伴って増加していく経済的負担に配慮する支援策が必要です。また、「時間的な自由がない」、「身体的な疲労」などを理由にした家庭も多かったことから、こうした負担を軽減する施策を行うことが必要です。

施策の方向性 1 地域における子育て支援の充実

平成31年1月に実施したニーズ調査（以下「ニーズ調査」）によれば、子育てに関して「不安や負担を感じる」と回答した家庭は、未就学児童の世帯のうち40.7%、小学生の世帯のうち36.8%と、子どもが小さい家庭ほど子育てへの不安や負担が大きいと感じていることがうかがえます。（図表4-1-1）

図表4-1-1 子育てに関する不安感や負担を感じる割合（単位：%）

区分	未就学児童	小学生	全体	[参考] H25調査
ある	40.7	36.8	38.6	37.3
あまりない	41.0	40.0	40.4	42.4
ない	17.0	20.1	18.6	15.9
不明・無回答	1.3	3.2	2.3	4.4

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

子育てに関する不安や負担を感じる理由については、全体としては「出費がかさむ(60.9%)」という経済的な負担に関する声が最も多く、次いで「自分の時間が持てない(40.7%)」、「子育てによる身体の疲労が大きい(34.4%)」といった声が多くなっています。未就学児と小学生では上位3つの順位は変わらないものの、子どもが成長するにつれて子育てに係る保護者の身体的疲労や自由時間の確保といった理由は減少し、逆に経済的負担感が増加（未就学児54.5%、小学生67.1%）しています。（図表4-1-2）

図表4-1-2 子育てに関する不安感や負担感を感じる理由（複数回答）（単位：%）

区分	未就学児童	小学生	全体	[参考]H25調査
子育てで出費がかさむ	54.5	67.1	60.9	62.1
自分の自由な時間が持てない	45.2	36.4	40.7	31.3
子育てによる身体の疲労が大きい	41.6	27.5	34.4	28.3
夫婦で余暇などを楽しむ時間がない	22.8	15.0	18.8	12.2
祖父母世代との意見の相違	14.5	19.5	17.0	14.0
仕事が十分にできない	16.5	13.4	14.9	16.9
目が離せないので気が休まらない	24.8	5.4	14.9	11.6
子育ての大変さを身近な人が理解してくれない	6.1	6.1	7.6	6.2
子どもが病気がちである	8.9	4.5	6.7	5.5
その他	9.9	10.9	10.4	6.7

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

こうした子育ての不安や負担の相談相手については、全体としては「配偶者(82.4%)」が最も多く、平成25年のニーズ調査に比べて5.1ポイント上回っています。続いて「配偶者以外の親族(65.7%)」が多く、平成25年より2.4ポイント増加しています。そのほか、「職場の人」「子育ての仲間」「相談機能を持つ公的機関」は平成25年と比べて割合が増えていますが、「保育所などの仲間」を相談相手としている人の割合は大きく減っています。（図表4-1-3）

図表4-1-3 気軽に相談できる人（複数回答）（%）

区分	配偶者	配偶者以外の親族	職場の人	保育所などの仲間	子育ての仲間	近所の人 知人、友人	相談機能を持つ機関	保育士、 教諭等	相談できる 人がいない
未就学児童	87.3	72.2	40.2	15.0	23.8	54.7	10.8	38.0	4.3
小学生	77.9	59.6	48.1	22.6	25.8	52.9	1.6	20.5	7.1
全体	82.4	65.7	44.3	18.9	24.8	53.8	6.0	28.9	5.8
[参考] H25調査	77.3	63.3	38.8	31.7	19.1	52.6	1.1	26.3	6.0

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

気軽に相談できる場所としては、本市の場合、低年齢での保育所等への入所率が高いこともあります、未就学児童の保護者では子どもが利用している施設の「保育所・認定こども園・幼稚園（47.4%）」、小学生の保護者では「学校（37.2%）」が多くなっています。平成29年度に妊娠、出産、子育てと切れ目のない相談や支援ができるように、酒田市子育て世代包括支援センターぎゅっと¹を開設し、妊娠時、出産時特有の相談の充実を図り、その後の子育て支援に適切につなげていくために関係機関と連携を図っています。

相談できる場所がない人の割合は、平成25年より少なくなっていますが、未就学児童の保護者では32.3%、小学生の保護者では54.4%の保護者が相談できる場所がないと回答しています。既存の相談窓口の周知のほかに、子育てをする全世代を通じた相談と支援の体制を構築していく必要があります。（図表4-1-4）

児童センター、つどいの広場、子育て支援センター（以下、地域子育て支援拠点施設²）は、出生数の減少や3歳未満で保育所等に入所する子どもの増加により、利用者は減少傾向にあります、育児の多様な悩みを身近に相談できる場所、保護者同士がつながり交流し合う場所、保護者と子どもの居場所として、保護者ニーズにあった活動をしていきます。また、酒田市子育て世代包括支援センターぎゅっとや地域コミュニティ、保育所等との連携によりそれぞれの機能を活かし充実した活動をしていきます。

図表4-1-4 相談できる場所（複数回答）（%）

区分	保育園 幼稚園 認定こ ども園	学校	医療機 関	子育て 支援セ ンター	児童セ ンター	学童保 育所	子育て 世代包 括支援 センター	つどい の広場	相談で きる場 所がな い
未就学児童	73.6	2.8	9.6	21.6	7.6	1.2	12.8	4.4	32.3
小学生	11.1	85.0	15.0	4.4	2.8	9.4	1.7	1.1	54.4
全体	47.4	37.2	11.9	14.4	5.6	4.7	8.1	3.0	43.9
〔参考〕 H25調査	51.9	33.8	9.3	9.2	3.9	6.8	※6.0	2.4	49.0

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

※平成25年調査時は、母子相談室の数字を掲載。

◆重点課題 1 相談支援体制の充実

子育て家庭の環境は、子どもの年齢や家族形態、夫婦の就業形態などにより左右され、各々の家庭における子育て支援のニーズは様々です。子育て世代が安心して子育てるためには、これまでの妊娠・出産・子育て支援として子育て世代包括支援センターで関わっていた家庭よりさらに幅広く、子育てをする全世代を通じた相談に対応し、支援する体制を構築していく必要があります。

1. 「酒田市子育て世代包括支援センターぎゅっと」：49ページに概要の説明があります。

2. 「地域子育て支援拠点施設」：49ページに概要の説明があります。

また、相談支援体制の質の向上を図るために、子育て支援に関わる支援者の研修を実施し、関係機関の連携も図りながら、切れ目のない支援を行います。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	子育て世代の各時期に応じた相談、支援の充実を図るため、子ども家庭総合支援拠点の設置を検討します。	子育て支援課	新規
	交流ひろばを拠点に、子育て関連事業に対する総合的な支援を行います。	☆子育て支援課 NPO法人	民間団体 削除
	地域子育て支援拠点施設、家庭児童相談室、市民健康センター、児童相談所、教育委員会、保育所、認定こども園等と連携し、子育て相談や情報交換活動を充実します。(再掲)	☆子育て支援課 保育園、認定こども園	健康課 学校教育課 NPO法人 児童相談所 削除
	妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行うため、関係機関が連携し、定期的に情報交換会を実施します。	健康課	子育て支援課
	地域子育て支援拠点施設において活動を行うNPO法人、子育てサークルなどの育成と活動への支援を行います。	☆子育て支援課 NPO法人	民間団体
	子育て支援に携わる者の研修を実施します。	☆子育て支援課 福祉課(発達支援室)	NPO法人 民間団体
	主任児童委員や民生委員などの地域との連携による子育て支援を行います。	子育て支援課	地域
	子育て支援に関する専用ホームページ(TOMO NIなど)の内容の充実を図ります。	子育て支援課	削除
	市ホームページ、子育てガイドブック、子育てカレンダー、父子手帳、乳幼児カレンダー等での育児相談窓口など情報提供を行います。	☆子育て支援課 健康課	保育所 認定こども園 NPO法人 地域

◆重点課題 2 地域における子育て支援の充実

本市では、低年齢児からの入所が高まり、子育て支援センターなど子育て支援拠点の利用者は減少傾向にあり、子どもの年齢は、以前と比較し低年齢となっています。

地域子育て支援拠点施設などの機能を活かし、育児の多様な悩みを身近に相談できる場所、保護者同士がつながり交流し合う場所、保護者と子どもの居場所など保護者ニーズにあった活動を行います。また、相談体制の充実や、子育て中の保護者同士が交流できるイベントの実施やサークル活動のコーディネートを行うなど、地域における様々な子育て支援の充実を図ります。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	育児相談窓口を周知します。	☆子育て支援課 NPO法人	健康課 削除

	地域子育て支援拠点施設などの育児相談や交流機能を充実します。	☆子育て支援課 健康課	N P O法人	
	地域子育て支援拠点施設、家庭児童相談室、市民健康センター、児童相談所、教育委員会、保育所、認定こども園等と連携し、子育て相談や情報交換活動を充実します。	☆子育て支援課 保育所、認定こども園 健康課	学校教育課 N P O法人 児童相談所	削除
	家庭児童相談室の相談機能及び支援体制を充実します。	子育て支援課		削除
	保育所、認定こども園における地域子育て支援拠点活動を充実します。	☆子育て支援課 保育所	認定こども園 地域	
	保育所、認定こども園において未就園児童や保護者の支援に取り組みます。	☆子育て支援課 保育所	認定こども園	
	地域子育て応援団の育成など、地域での子育てに関する気運の醸成を図ります。	☆子育て支援課 地域		
	ファミリー・サポート・センター ³ の機能強化と利用促進に向けた周知活動を強化します。	子育て支援課		
	地域子育て支援拠点施設へ利用者支援専門員の配置を検討します。	子育て支援課		削除
	地域子育て支援拠点施設において活動を行うN P O法人、子育てサークルなどの育成と活動への支援を行います。	☆子育て支援課 N P O法人	民間団体	
	子育て支援に携わる者の研修機会を充実します。 (再掲)	☆子育て支援課 N P O法人	民間団体	

◆重点課題 3 子育てにかかる負担軽減

ニーズ調査では、子育てに対する不安や負担として「子育てで出費がかさむ」という経済的負担を理由に挙げた方が最も多かったほか、「時間的な自由がない」、「身体的な疲労」などの理由が続いている。調査に回答した保護者の多くは母親で、子育ては「父母とともに」と9割は回答しているものの、母親が父親より多くの家事を担っており、子どもの面倒を見るだけでなく、家事や仕事もこなさなければならない「ワンオペレーション育児⁴」になっている側面がうかがえます。

子育て中の保護者の負担を軽減するため、児童手当の給付や幼児教育・保育の無償化などのほかに市が独自に医療費の助成や保育所等の保育料や副食費の独自軽減などを実施して経済的支援を行います。また、一時預かりや休日保育事業の充実を図るなど身体的・精神的負担や、不安やストレス等の軽減につながる各種事業を充実させ、子育てしやすい環境づくりを進めます。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
○	子育て支援医療・ひとり親家庭等医療の給付を行います。	子育て支援課	
	ひとり親家庭等医療の給付を行います。	子育て支援課	○に統合

3. 「ファミリー・サポート・センター」：48ページに概要の説明があります。

4. 「ワンオペレーション育児」：配偶者の単身赴任など何らかの理由で1人で育児、家事や仕事の全てをこなさなければならぬ状態を指す言葉。

	児童手当の給付を行います。	子育て支援課	
	保育所、認定こども園に入園している家庭の経済的負担軽減を充実します。 多胎児家庭へ支援員を派遣し、家事・育児を支援します。	☆子育て支援課 認定こども園 保育所 子育て支援課	
	ファミリー・サポート・センターの機能強化と利用促進に向けた周知活動を強化します。（再掲）	子育て支援課	
	一時預かり事業の充実と情報提供を行います。	☆子育て支援課 認定こども園 保育所 N P O法人	
○	短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ⁵ を実施します。	☆子育て支援課	
	子育て講演会による、育児に関する情報提供や知識向上のための取り組みを充実します。	☆子育て支援課 N P O法人	削除
	地域子育て応援団の育成など、地域での子育てに関する気運の醸成を図ります。（再掲）	☆子育て支援課 地域	
	ペアレント・プログラムの実施体制を整備します。	子育て支援課	新規
	子育て世代の各時期に応じた相談、支援の充実を図るため、子ども家庭総合支援拠点の設置を検討します。（再掲）	子育て支援課	新規
	市ホームページ、子育てガイドブック、子育てカレンダー、父子手帳、乳幼児カレンダー等での育児相談窓口など情報提供を行います。（再掲）	保育所 ☆子育て支援課 健康課 認定こども園 N P O法人 地域	
	産後ケア事業や産前産後サポート事業を実施します。	健康課	

施策の方向性 2 子ども・子育て支援の充実

山形県は共働き世帯の割合が全国第1位であり、本市の共働き世帯の割合も、全国類似都市に比べて高い数値になっています。こうした地域特性を反映して、保育所、認定こども園等への入園割合も高くなっています。令和元年5月1日時点で、就学前児童の81.8%が何らかの施設に入園しており、うち3~5歳については99.7%が入園しています。また、低年齢児童（0~2歳）の入園割合は、年々増加しており、共働きの増加や産後の職場復帰の早期化がうかがえます。（P.8、図表2-13）

ニーズ調査における育児休業制度の利用状況は、出産時に働いていなかった母親を除いた割合で67.1%となっており、H25年より10ポイント以上増加していますが、母親の3人に1人は育児休業を取得できていない状況にあります（P.80、図表4-6-1）。また、子どもが1歳になった時点ではほとんどの母親が職場に復帰しています。また、未就学児のいる世帯の子育ての相談先として、保育所、認定こども園等の施設が上位を占めており、高い施設利用率を反映したものになっています。

このように、本市における子どもの育ちや保護者支援については、保育所や認定こども園等の施設等が地域の中核を担っているといえます。これからも継続して、待機児童を生じることなく、

5. 「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」：95ページに概要の説明があります。

すべての子育て世帯が必要に応じて、保育所、認定こども園等を利用できる体制を確保し、幼児期の早い段階から専門的な教育・保育に触れさせる機会を充実させる必要があります。そのためには、職員の処遇改善や保育士等就職ガイダンスなどによる人材確保、保育所や認定こども園等の職員への研修実施による質の高い幼児教育・保育の確保を図っていく必要があります

保護者の就労形態の多様化や特別な配慮が必要な子どもの支援など、子育て家庭のニーズに応じて、保育所、認定こども園等の施設では、延長保育（預かり保育）や一時預かり、乳児や障がい児の受け入れなどの子育て支援事業を展開しています。また、本市においては、ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、学童保育事業なども実施しています。

ニーズ調査では、希望どおり利用できていない保育等については、一時預かりや休日保育など、実施施設数を拡大した事業の割合が下がりました。一方で、延長保育や幼稚園の預かり保育については増加し、保護者の就労形態の多様化やニーズの変化がうかがえます。（P. 42、図表4-1-5）

延長保育については、保護者の就労形態の多様化などに対応するために、平成30年度には22の保育園等において実施し、また、すべての認定こども園で教育時間後の預かり保育を実施しています。子どもの視点から子育てしやすい就労環境の整備を図りながら、子育て家庭のニーズに応じ検討をしていきます。

夜間保育については、事業所内保育所等で実施しているものの、夜間帯にずれた開所時間で安定した利用者を確保できるかなど施設経営面の課題もあり、不特定の利用者が利用できる施設の実施は難しい状況です。ファミリー・サポート・センター事業や短期入所生活援助の事業の利用など、実情に見合う事業の提供をしていきます。

保育所、認定こども園等通っていない乳幼児を対象とする一時預かり事業は、令和元年度に18の保育所等で実施しています。市街地での実施数が少ないとことから、令和3年4月開所予定の浜田・若竹統合保育園（仮称）で、休日保育も合わせて実施する予定です。

病児・病後児保育事業は、現在、病児対応施設が1箇所、病後児対応施設が1箇所あります。近年、利用者の需要は、病児対応施設に集中していることや、近隣市町との広域利用などを実施していることから、病児対応施設の定員を平成31年4月から3名から9名に拡大しました。加えて、病児対応施設へのタクシー送迎を開始しており、保育ニーズを捉えながら利用者の利便性の向上などに努めます。一方、ニーズが低い病後児対応施設については、病児対応施設の定員増に伴い、令和元年3月をもって廃止する予定です。

障がい児保育については、はまなし学園をはじめ、保育所、認定こども園で受け入れをしています。一人一人の子どもの育ちにとって最善の支援がなされるよう、発達支援室や健康課等の関係部局と連携をとり、受け入れ体制の整備と細やかな調整を行っていきます。

ファミリー・サポート・センター事業は、保育機関や習い事への送迎など、他にはないきめ細やかなニーズにも対応することで、子育て家庭の仕事と育児の両立や保護者のレスパイトに寄与しています。今後も、利用会員である保護者が安心して子どもを預けることができるよう、子どもを預かる協力会員の資質を向上させるために研修を定期的に行うなど、体制強化を行う必要があります。また、保護者ニーズや家庭環境に合わせて、送迎や預かりなど必要な支援を選択できるよう情報の提供を行っていきます。

こうした子ども・子育て支援事業については、今後も保護者のニーズを把握しながら体制を整

備とともに、機能の充実を図っていく必要があります。

図表 4-1-5 希望どおりに利用できていない(できなかった)保育サービス（複数回答）（%）

区分	病児・病後児保育	一時預かり	延長保育、幼稚園の預かり保育	休日保育	夜間保育	障がい児保育	学童保育
未就学児童	31.3	14.5	31.3	21.7	3.6	3.6	3.6
小学生	26.4	20.8	30.6	25.0	6.9	4.2	27.8
全体	29.0	17.4	31.0	23.2	5.2	3.9	14.8
[参考]H25 調査	31.5	22.6	25.7	27.2	9.4	1.5	14.7

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

◆重点課題 1 幼児教育・保育の提供体制の確保

本市では、市全域に1つの幼児教育・保育の提供区域を設定しており、場所を選ばなければいずれかの幼児教育・保育施設に入園することができるため、待機児童は生じていません。

しかしながら、出生数の減少や子育て世帯が市街地区へ居住する傾向があることから、郊外に居住する子ど�数が減少し、市街地の幼児教育・保育施設に入園希望が集中する傾向があります。

幼児教育・保育の提供については、少子化の動向とともに令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化による保育ニーズへの影響を見定めながら利用者数を見込み、また、幼児教育・保育の質を確保していくことが必要です。

そのため、待機児童ゼロを継続していくために、保育所、認定こども園等の定員管理を適正に行い、市立保育所の統廃合や、民間立保育所等の運営を支援、適切な保育環境を確保するため、老朽化した施設設備改修への支援を行っていきます。

また、近年、3歳未満児の入所率が高まっており、その保育に応えるため、本市においても企業主導型保育事業が実施されています。認可外保育施設の指導・監督を適切に行うほかに、保育の質の確保を図るため、届出保育所の事業所内保育事業や企業主導型保育事業の事業者に対して必要な情報提供や助言を行います。

施設に通園できない障がい児や医療的ケアなど特別な支援が必要な子どもへの保育については、需要や実施可能な事業者の有無を見定めながら検討していきます。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規拡充
	市立保育園の民間（法人）移管を計画的に進めていきます。	子育て支援課	○に統合
○	保育需要に見合った保育所、認定こども園の定員の管理を行います。	子育て支援課	
	老朽化した施設について、計画的に施設設備等の改修を進めます。	子育て支援課	
	地域の利便性向上の観点から、認定こども園への移行について、国の動向を見ながら検討します。	子育て支援課	削除

認可外保育所の指導、支援を充実します。	子育て支援課	
事業所内保育事業をはじめ、企業主導型保育事業など保育事業の活用が図れるよう、情報提供や支援を進めます。	子育て支援課	

◆重点課題 2 幼児教育・保育施設等における子育て支援の充実

近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、子どもとその家族を取り巻く環境が大きく変化していきます。保育所、認定こども園などの幼児教育・保育施設についても、各々の家庭の多様なニーズに対応した支援が求められています。

また、保育所、認定こども園等では、入園児の育ちや保護者の子育て支援にとどまらず、地域に開放された施設として、地域の子育て中の保護者の相談機関としての役割や一時預かり事業の実施など、地域における子育て支援の拠点として機能しています。

こうした施設における子育て支援は、今後も地域の子育て支援の中核として重要な役割を果たすことから、本市ではその取り組みを推進するための支援を行っていきます。

【具体的施策】

(1) 低年齢児保育の促進

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	産休・育休取得後などの年度途中の入所ニーズに対して適切に対応します。	子育て支援課	

(2) 延長保育、休日保育及び一時預かり事業の実施

休日保育事業の拡充を検討します。	子育て支援課 保育所	
民間立保育所等における延長保育の実施を支援します。	☆子育て支援課 認定こども園 保育所	
長時間の延長保育事業の実施を検討します。	子育て支援課	削除
一時預かり事業の環境整備を支援し周知します。	☆子育て支援課 認定こども園 保育所 N P O 法人	
認定こども園における預かり保育等を支援します。	子育て支援課	

(3) 病児保育事業の実施

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	病児や病気回復期の児童の専用スペースによる保育を実施します。	☆子育て支援課 医療機関	
	認可保育所等での体調不良児対応を充実します。	☆子育て支援課 認定こども園 保育所	
	子どもの看護休暇制度普及に向けた周知活動を行います。	☆子育て支援課 事業所 労働団体	

ファミリー・サポート・センターでの体調不良児等の預かりを実施します。	子育て支援課	
------------------------------------	--------	--

(4) 障がい児の教育・保育の充実

No.	取組内容	実施主体	新規拡充
	保育所、認定こども園における障がい児の受け入れ環境を充実します。	☆子育て支援課 保育所 認定こども園	
	はまなし学園との二重籍を活用した交流保育を推進します。	子育て支援課 福祉課 (発達支援室)	
	保育所、認定こども園、児童相談所、家庭児童相談室、市民健康センター、発達支援室、特別支援学校等の関係機関の連携を強化します。	☆子育て支援課 健康課 保育所 福祉課 認定こども園 (発達支援室)	
	在宅での保育が必要な障がい児への実施体制を検討します。	子育て支援課	

(5) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

No.	取組内容	実施主体	新規拡充
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業を実施します。	☆子育て支援課 児童福祉部 児童養護部	P. 40 ○に統合

(6) その他

No.	取組内容	実施主体	新規拡充
	保育園、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点施設などの職員が連携し、互いの子育て支援事業の内容の情報共有化を推進します。	☆子育て支援課 認定こども園 保育園、幼稚園	削除

◆重点課題 3 幼児教育・保育の質の向上

保育所や認定こども園では、これまで乳幼児期から小学校に入学する子どもに、有資格者による専門性の高い教育・保育を実践し、本市の子どもの健やかな育ちを支えています。また、子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中で、その役割も多様化しており、入所児童のみならず地域の子どもと保護者、家庭の育児相談や支援などが求められています。

近年、保育所等では、保育士配置指標の高い低年齢児の保育需要の高まりや延長保育などの長時間開設の必要があり、保育士等求人を行っているものの、その人材確保に苦慮しています。保育の質を保ちながら恒常に幼児教育・保育の体制を維持していく必要があることから、保育士等の人材を確保していくことは喫緊の課題となっており、保育士等の就業と定着を図る取組みが必要です。

また、本計画の理念である「酒田のすべての子どもの健やかな育ち」を将来にわたって保障していくためには、教育・保育や子育て支援に携わる職員の研修の充実や処遇改善により離職防止を図るなど、幼児教育・保育の質の向上に絶え間なく取り組んでいくことが重要です。

また、子どもの育ちの連続性を踏まえて、小学校以降の生活や学習への接続がスムーズにでき

るよう、保育所、認定こども園などの施設と小学校が連携し、合同研修の実施などに取り組んでいく必要があります。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規拡充
	保育士の人材確保に向けた取組を推進します。	☆子育て支援課 認定こども園 保育所	
	保育所、認定こども園などの研修内容の充実と、合同研修会の機会を充実します。	☆子育て支援課 認定こども園 保育所	
	幼保小連携に向けた研修会等を充実します。	☆子育て支援課 認定こども園 保育所 学校教育課	

施策の方向性 3 子どもと保護者の居場所づくりの推進

小学生の人数は年々減少している中で、学童保育所の登録者数は増加しており、平成31年度は市内23か所の学童保育所で約1,200人が利用しています。共働き等により、子どもだけで留守番できないという状況に加え、友人との居場所づくりや異年齢交流も目的の一つになっており、放課後の小学生の居場所づくりが必要となっています。

図表4-1-6 放課後の子どもの過ごさせ方の希望(小学生の保護者)（複数回答）（%）

区分	自宅	祖父母や友人・知人宅	習い事、学習塾	児童館	放課後子ども教室	学童保育	ファミリー・サポート・センター	その他(公民館・公園等)
低学年時	49.3	14.0	36.0	1.5	7.8	52.6	0.0	7.8
高学年時	73.8	13.5	51.0	0.2	5.1	19.1	0.0	9.1

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」(子育て支援課)

ニーズ調査での保護者が望む子育て支援策では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を身近にもっと増やして欲しい」(58.2%)が最も多く、次いで「冬期間や雨天時に屋内で子どもたちが安心して遊べる施設をもっと増やして欲しい」(50.8%)が多くなっています。(図表4-1-7)

近年県内各地で屋内児童遊戯施設が整備されていることから、本市でも屋内型児童遊戯施設の整備を望む声が高まっています。冬期間や雨天時にもからだを動かして遊ぶことができることから、子どもの健全育成の場として、また、子育て世代の方々や側面から子育てを支えている祖父母等にとっても、安心して、楽しく子育てができる場として必要なものと捉えています。

図表4-1-7 子育て支援策で望むこと(複数回答)（%）

希望の内容	平成30年調査	平成25年調査	平成20年調査
子連れでも出かけやすく楽しめる場所を身近にもっと増やして欲しい	58.2	47.6	46.9
冬期間や雨天時に屋内で子どもたちが安心して遊べる施設をもっと増やして欲しい	50.8	41.6	44.3

親子で楽しめるイベントの機会が欲しい	18.2	19.6	19.3
残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい	22.5	15.9	23.1
病児・病後児保育について充実させてほしい	11.8	13.6	19.1
安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい	9.5	13.0	25.8
急な用事のときに、日中、短時間（4時間程度）だけ託児をしてくれる施設がほしい	9.2	9.6	12.5
保育所で多様なニーズ（延長保育、一時保育など）に対応して欲しい	5.5	7.5	9.1
子育てに困ったときに相談したり情報を得たりできる場や仕組みが欲しい	4.2	5.6	5.5
誰でも気軽に利用できる、つどいの広場（にこつと広場）をもっと増やして欲しい	5.0	5.2	6.7

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

図表4-1-8 地域子育て支援拠点施設利用人数 (人、件)

施設名	内容	H26	H27	H28	H29	H30
児童センター (交流ひろば内)	一般利用(人)	47,250	49,639	47,431	43,737	43,563
	相談件数(件)	217	517	114	216	178
子育て支援センター (市内5か所)	一般利用(人)	20,524	18,680	15,158	19,139	19,739
	相談件数(件)	1,717	1,654	870	661	615
つどいの広場	一般利用(人)	7,696	5,924	6,935	7,151	6,555
	相談件数(件)	307	368	506	677	1,070

資料：「令和元年度健康福祉の概要」（子育て支援課）

◆重点課題 1 学童保育の充実

放課後の子どもの居場所として、地域ニーズや小学校の統合計画、余裕教室の状況を据えて、学童保育所の計画的な整備を進めます。保育の実施にあたっては、児童がより安全に、健やかに過ごせるよう、グループ分け等により適正な規模で預かる体制を整備していきます。

加えて、子どもの居場所づくりと地域への愛着形成を図るため、地域で放課後の子どもを対象に遊びや体験学習などを行う放課後子供教室を実施します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	地域の需要を捉えながら、待機児童が発生しないように、学校の余裕教室を利用するなど学童保育所の整備を検討します。	☆子育て支援課 企画管理課 地域	
	学童保育所の開所時間の延長や長期休暇のみの利用などの利用ニーズへの対応を検討します。	☆子育て支援課 民間団体	
	大規模学童保育所については、グループ分けによる保育を実施するとともに、必要に応じて分割等を検討します。	子育て支援課 運営団体	

学童保育所での環境整備による障がい児の受け入れを推進します。	子育て支援課	運営団体	
学童保育指導員の資質の向上のための研修を充実します。	子育て支援課	運営団体	
学童保育所の耐震化などの整備を推進します。	子育て支援課		削除
放課後子供教室の実施について拡充を検討します。	社会教育文化課	企画管理課	拡充
学童保育所の整備と放課後子供教室を一体的に実施していきます。	子育て支援課 社会教育文化課	企画管理課	新規

◆重点課題 2 地域の育児力の向上

地域の将来を担う子どもたちが、生まれ育った地域でずっと暮らしていくような地域にしていくためには、地域住民が「地域の子どもの育ちをみんなで支える」という意識を持ち、地域の関わりの中で子どもと保護者を支えていくとともに、保護者も地域の活動に子どもとともに参加し、地域とのつながりの中で子育てを行うことが重要です。



本市でも、近年、地域における子どもや親子、多世代交流の場として地域食堂が開設されています。地域が学校や企業などと連携・協力して事業を進めおり、本市でもこうした取り組みが継続していくように、開催周知の協力等をしていきます。

また、地域が積極的に子育てに関する取り組みを実践できるよう情報提供や、支援の充実、保護者の意識啓発を図ります。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	交流ひろばを拠点に、子育て関連事業に対する総合的な支援を行います。（再掲）	☆子育て支援課 NPO法人	民間団体 地域
	地域子育て支援拠点施設の周知と交流の場としての機能を充実します。	☆子育て支援課	NPO法人
	保育園、幼稚園、認定こども園が地域の子育て支援拠点機能を果たすための取り組みを推進します。	☆子育て支援課 保育園、幼稚園	認定こども園
	地域子育て応援団の育成など、地域での子育てに関する気運の醸成を図ります。（再掲）	☆子育て支援課	地域
	児童図書室の図書等の充実と、市内施設での様々な団体による読み聞かせを推進します。	☆図書館 子育て支援課	NPO法人
	児童の読書普及を図るための図書館ボランティア活動へ支援します。	図書館	
	子育て支援の場、屋外の遊び場として、保育所、自治会館、コミュニティセンター等の利用を推進します。	☆子育て支援課 まちづくり推進課	地域（各自治会、各コミュニティ振興会）
	地域で行われる伝承遊び、伝統芸能の継承活動、などの交流事業を支援します。	☆社会教育文化課	地域

地域での子育て支援に対する学習機会を充実します。	社会教育文化課	地域	
「子ども食堂」の取り組みを支援します。	子育て支援課	地域	新規

◆重点課題 3 子育てを楽しむことができる環境の整備

現在の酒田市総合計画の「結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまち」の主な施策に、「親子の遊び場づくりなど育児環境整備」を盛り込んでいるほか、昨年度実施したニーズ調査(P. 45、図表4-1-7)では、屋内型児童遊戯施設が欲しいとの声が多く寄せられています。

屋内型遊戯施設は、冬期間や雨天時にもからだを動かして遊ぶことができることから、子どもの健全育成の場として、また、子育て世代の方々や側面から子育てを支えている祖父母等にとつても、安心して、楽しく子育てができる場として必要なものであるため、整備を検討します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	屋内型遊戯施設の整備を検討します。	企画調整課 子育て支援課	新規





～用語の説明～



「認定こども園」

幼稚園や保育所等がその機能を保持したまま、幼児期の学校教育、保育に関するニーズに対して柔軟に対応し、下記の二つの機能を備える施設について、都道府県が認定する施設です。

- ①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能（保育の必要な子どもも教育のみを利用する子どもも受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）
- ②地域における子育て支援機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場の提供などを行う機能）

「酒田市子育て世代包括支援センターぎゅっと」

妊娠期から子育て期までの母子保健及び育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等の専門職により切れ目のない総合的相談支援を行う場所として平成29年4月に設置されました。

- ①妊娠中の相談
- ②子育ての相談
- ③子育て家族の健康相談

「地域子育て支援拠点施設」

乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所です。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とした施設です。

酒田市では下記の施設のことを指します。

- ①親子ふれあいサロン（交流ひろば内）
- ②地域子育て支援センター（酒田、八幡、松山、平田、西荒瀬）
- ③つどいの広場（にこっと広場、出張広場）



「ファミリー・サポート・センター」

保護者の就労環境の変化による多様な保育ニーズに対応するため、地域において、育児の援助を受けたい人（利用会員）と行いたい人（協力会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織です。酒田市では、約500の方が会員登録して利用しています。

《例えはこんなお手伝いができます》

- 保育施設の開始時間前および終了後子どもを預かること
- 保育施設までの送迎を行うこと（車での送迎のみの依頼は内容による。）
- 学校の放課後、学童保育終了後に子どもを預かること
- 子どもが軽い病気の場合などに、臨時的・突発的に終日子どもを預かること
- 会員の仕事と育児の両立に必要な援助

